

国民健康保険税

国民健康保険税は、病気やケガをしたときの医療費や、後期高齢者支援金および介護納付金の納付などに要する費用にあてるための目的税で、福山市国民健康保険に加入されている被保険者に対してかかる税です。

■ 納税義務者

福山市内に住所がある人（世帯）で、福山市国民健康保険に加入している人（世帯）の世帯主

※世帯の中に国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主本人が国民健康保険の加入者でなくても、世帯主に国民健康保険税を納めていただくことになっています。

■ 国民健康保険税の決め方

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）および介護納付金課税額（介護分）を合計した額が、国民健康保険税となります。

1 医療分と支援分の計算方法

- (1) 所得割額…0 歳以上 75 歳未満の加入者の前年の所得に応じて計算します。
- (2) 均等割額…0 歳以上 75 歳未満の加入者数に応じて計算します。
- (3) 平等割額…加入世帯について定額で計算します。

2 介護分の計算方法

- (1) 所得割額…40 歳以上 65 歳未満の加入者の前年の所得に応じて計算します。
- (2) 均等割額…40 歳以上 65 歳未満の加入者数に応じて計算します。
- (3) 平等割額…加入世帯について定額で計算します。

※国民健康保険税の税率は毎年 6 月末頃に決定します。

国民健康保険税 Q & A

国民健康保険に加入していない私に納税通知書が届いた

Q. 私は、勤務先の健康保険（社会保険など）に加入しているので、福山市の国民健康保険には加入していません。しかし、私あてに福山市から国民健康保険税の納税通知書が送られてきました。

どうしてでしょうか。

A. 国民健康保険税は、世帯主に課税されることになっています。

世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の世帯主に、国民健康保険税を納付していただくことになります。

つまり、あなたご本人は、国民健康保険の被保険者ではありませんが、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいるので、世帯主であるあなたにその納付をお願いするため、国民健康保険税の納税通知書をお送りしています。

《納税相談》

国民健康保険税を納期限までに納税できないご事情があるときは、事前に保険年金課（P.102 参照）へご相談ください。

年度の途中で社会保険に加入したときの国民健康保険税は

Q. 私は、今まで国民健康保険に加入していましたが、このたび就職に伴い、勤務先の健康保険（社会保険など）に加入することになりました。私が今まで納めた国民健康保険税はどうなりますか。

A. 国民健康保険税は、被保険者として国民健康保険に加入している期間によって、月割りで税額を計算します。

年度の途中で社会保険などに加入したり、あるいは福山市から転出して、福山市の国民健康保険を脱退した場合は、脱退した月の前月分までの保険税を納めていただくことになります。

したがって、月割りで税額を計算した結果、あなたが納付された税額が、納め過ぎの場合は還付され、納め足りない場合は、その不足額を納めていただくことになります。

年度の途中で加入した場合



加入した月（社会保険などを喪失した月）から月割りで計算

年度の途中で脱退した場合



脱退した月の前月分までを月割りで計算

《国民健康保険税の納期》

4/1													3/31		
	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月
				(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(7期)	(8期)				

※国民健康保険税は、1年間の税額を7月～翌年2月までの8回に分けて納付していただくことになっていますので、**1回分の期別税額が1カ月分の税額ではありません。**